

＜介護保険負担限度額制度が変わります＞

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得者の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。（適用には申請が必要です。）国の制度改正に伴い、令和8年8月から判定が見直されます。

＜見直しの内容＞

対象者の所得の条件が変更されます。
部屋代及び食費の限度額が変更されます。

●令和8年7月まで

利用者負担段階	対象者 (所得と資産の条件両方を満たす方)		部屋代の負担限度額				食費の負担限度額	
	所得の条件	預貯金等の資産の条件	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設入所	短期入所
1	世帯全員(※)が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者の方 生活保護受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
2	世帯全員(※)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-1	世帯全員(※)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
3-2	世帯全員(※)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円



●令和8年8月（今回の更新申請）から

利用者負担段階	対象者 (所得と資産の条件両方を満たす方)		部屋代の負担限度額				食費の負担限度額	
	所得の条件	預貯金等の資産の条件	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設入所	短期入所
1	世帯全員(※)が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者の方 生活保護受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
2	世帯全員(※)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 82万6,500円以下 の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-1	世帯全員(※)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 82万6,500円超120万円以下 の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
3-2	世帯全員(※)が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円★ 530円	1,420円	1,360円

・第2号被保険者（40歳～64歳）の方は利用者負担段階に関わらず、従来どおり、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下が資産の条件です。

・()内の金額は、介護老人福祉施設を利用した場合の金額です。

★介護老人保健施設・介護医療院のうち室料負担が発生しない多床室の金額です。

※ 世帯全員には、世帯を分離している配偶者を含みます。

問い合わせ先 笠岡市役所 長寿支援課 TEL 0865-69-2139